産業廃棄物管理票交付等状況報告書に関するＱ＆Ａ（第3版）

平成２０年４月から、宮崎市内に産業廃棄物の排出事業場を有する事業者は、その事業場において１年間に交付した産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の内容について、所定の様式により宮崎市長に報告しなければなりません。

宮崎市循環社会推進課

令和　８年　７月

目　　次

1	報告書の提出について	
Q１－１	報告書を提出しなければならない者は、具体的には誰なのか？	P.4
Q１－２	電子マニフェストを利用している場合についても、報告書の提出は必要なのか？	P.4
Q１－３	産業廃棄物を自ら運搬又は処分した場合についても、報告書を提出する必要があるのか？	P.4
Q１－4	報告書の様式等は対象事業者に郵送してもらえるのか？	P.5
Q１－5	報告件数が多く、報告書様式の記入欄が不足する場合はどのようにするのか？	P.5
Q１－6	報告書を提出しない場合に、罰則等はあるのか？	P.5

2	報告書の記入方法等について	
Q２－１	法人の場合、「報告者」は会社の代表者（代表取締役）でなければならないのか？支店長や営業所長等を記入することは可能か？	P.6
Q２－２	報告書への押印（報告者の印鑑）は必要か？	P.6
Q２－３	市内に複数の事業場（支店、営業所、工場など）がある場合は、一つの報告書にとりまとめて記入することは可能か？	P.6
Q２－４	建設工事のように事業場（工事現場）が一定しない場合や事業場（工事現場）の設置期間が短期間で終わるような場合であっても、それぞれ事業場（工事現場）ごとに報告書を作成する必要があるのか？	P.7
Q２－５	ビル管理会社等がテナントである排出事業者に代わって、マニフェストの交付事務を行っている場合は、報告者は誰になるのか？	P.7
Q２－６	報告書の「業種」欄はどのように記載すればよいのか？	P.7
Q２－7	報告書の「業種」欄について、複数の業種を営んでいる場合は、すべての業種を記入するのか？また、報告書は業種ごとに作成しなければならないのか？	P.7
Q２－8	産業廃棄物の種類は、どのように記入すればよいのか？	P.8

Q２－9	マニフェストに記載された産業廃棄物の排出量の単位が、立方メートル（㎥）やリットル（ℓ）の場合は、どのように重量（トン：ｔ）換算するのか？	P.8
Q２－１０	排出量は小数点何位まで記入するのか？	P.8
Q２－１１	運搬受託者の許可番号については、積み降ろし先が市外である場合は、宮崎市の許可番号のほか、積み降ろし先の都道府県又は政令市の許可番号を有しているが、両方の番号を記載する必要があるのか？	P.9
Q２－１２	運搬受託者及び処分受託者として記入すべき者は誰になるのか？	P.9
Q２－１３	運搬受託者が積替え・保管した場合の「運搬先の住所」はどこを記入すればよいのか？	P.10
Q２－１４	産業廃棄物の処理を再委託した場合は、当初委託した処理業者と実際に処理（再委託）した処理業者のどちらを記入するのか？	P.10
Q２－１５	運搬先の住所と処分場所の住所が同じ場合でもそれぞれ記入するのか？	P.10
Q２－１６	処分場所の住所は中間処理場のことか、それとも最終処分場のことか？	P.11
Q２－１７	中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物を、最終処分業者等に処分委託した場合はどのように記入するのか？	P.11

３	報告書の具体的な記入例について	
Q３－１	収集運搬について、別々の収集運搬業者に区間委託した場合はどのように記載するのか？	P.12
Q３－２	産業廃棄物の運搬のみを自ら行い、その処分については他人に委託した場合は、どのように記入するのか？	P.12

４	報告書の提出方法について	
Q４－１	報告書は、どこに何部提出するのか？また、郵送により提出することは可能か？	P.13
Q４－２	紙様式ではなく、電子データで報告することは可能か？	P.14

1　報告書の提出について

Ｑ１－１　報告書を提出しなければならない者は、具体的には誰なのか？

A

　前年度に産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付した事業者は報告書を提出する必要があります。産業廃棄物の排出量や交付枚数にかかわらず提出が必要です。また、いわゆる二次マニフェストを交付している中間処理業者も対象になります。

※根拠法令　～　廃棄物処理法第１２条の３第７項、同法施行規則第８条の２７

Ｑ１－２　電子マニフェストを利用している場合についても、報告書の提出は必要なのか？

A

　電子マニフェストを利用した場合は、情報管理センターである公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ＪＷＮＥＴ）より、各都道府県・政令市に報告されるため、事業者が報告する必要はありません。
　ただし、電子マニフェストを導入している事業者であっても、紙マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行った場合は、交付した紙マニフェストに関しては報告書を提出する必要があります。

＜電子マニフェストに関するお問い合わせ先＞

公益財団法人　日本産業廃棄物処理振興センター（JWNET）

電話：０８００－８００－９０２３

ホームページアドレス：https://www.jwnet.or.jp

Ｑ１－３　産業廃棄物を自ら運搬又は処分した場合についても、報告書を提出する必要があるのか？

A

自己運搬、自己処分した産業廃棄物については、マニフェストの交付義務がありませんので報告書を提出する必要はありません。
　ただし、産業廃棄物の運搬のみを自ら行い、その処分については他人に委託する場合は、処分に関する報告書を提出する必要があります。

Q１－４	報告書の様式等は対象事業者に郵送してもらえるのか？

A

　市のホームページに様式その他の関連情報を掲載しておりますので、お手数ですがホームページからダウンロードしてご利用ください。

※市のホームページ　https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp

【トップページ　→　ごみ・環境　→　事業系ごみ　→　マニフェスト交付等の状況報告】

Q１－５	報告件数が多く、報告書様式の記入欄が不足する場合はどのようにするのか？

A

　報告書の様式は廃棄物処理法施行規則に規定されており、「様式第三号　産業廃棄物管理票交付等状況報告書」によることとされていますが、報告件数が多いため、報告書様式の記入欄が不足する場合は複写して使用するか、又は記入欄を追加した様式を作成のうえ提出していただいても差し支えありません（複数枚になっても可）。
　なお、報告件数が多い場合の様式については、市のホームページに掲載している様式（Excel版）をダウンロードしてご利用ください。

Q１－６	報告書を提出しない場合に、罰則等はあるのか？

A

　報告書を提出していただけない事業者に対して、市長は報告すべき旨の勧告を行い、その勧告に従わなかった場合は、事業者名を公表することができます。
　また、公表された後においても、なお、事業者が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、市長は当該勧告に係る措置を命ずることができます。（廃棄物処理法第１２条の６第３項）
　廃棄物処理法第１２条の６第３項の命令に違反した者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処せられる場合があります。（廃棄物処理法第２７条の２第１１号）

2 報告書の記入方法等について

Q２－１ 法人の場合、「報告者」は会社の代表者（代表取締役）でなければならないのか？支店長や営業所長等を記入することは可能か？

A

　法人の場合は、報告書の氏名欄に名称及び代表者（代表取締役）の氏名を記入します。
　ただし、「電話番号」については、市から報告書に関する問い合わせを行う場合がありますので、担当者の氏名及び連絡先を記入してください。

Q２－２ 報告書への押印（報告者の印鑑）は必要か？

A

　宮崎市では、報告書への押印は不要とします。ただし、他の都道府県・政令市への報告については各都道府県・政令市の担当部署にお尋ねください。

Q２－３ 市内に複数の事業場（支店、営業所、工場など）がある場合は、一つの報告書にとりまとめて記入することは可能か？

A

　事業場（マニフェスト記載欄の「事業場（排出事業場）」）ごとに報告書を取りまとめていただく必要があります。
　例えば、A社では宮崎市内に支店、営業所、工場が別々の場所にあり、それぞれ支店、営業所、工場ごとに産業廃棄物を排出しマニフェストを交付している場合は、報告書は支店、営業所、工場の分をそれぞれ別個に作成していただくことになります。
　産業廃棄物の処理委託契約を本店で一括して行っている場合でも、支店、営業所、工場の所在地でそれぞれに産業廃棄物を排出し、処理業者へ引き渡している場合は、支店、営業所又は工場単位で報告書を取りまとめる必要があります。

Q２－４	**建設工事のように事業場（工事現場）が一定しない場合や事業場（工事現場）の設置期間が短期間で終わるような場合であっても、それぞれ事業場（工事現場）ごとに報告書を作成する必要があるのか？**

A

建設工事及び解体工事（工作物の新築、改築又は除去に係るもの）については、当該工事を管轄する支店、営業所を報告書の「事業場」として記載しても構いません。ただし、宮崎市に報告する内容は、あくまで宮崎市内の工事によって排出された産業廃棄物に係るものに限られます。したがって、宮崎市内の支店等が県外又は県内の他市町村において行われた工事を管轄している場合は、当該他県又は県内の他市町村の工事の分については、宮崎市への報告には含めないよう注意してください。

Q２－５	**ビル管理会社等がテナントである排出事業者に代わって、マニフェストの交付事務を行っている場合は、報告者は誰になるのか？**

A

マニフェストの交付事務を行っている当該ビル管理会社等が報告者になります。

Q２－６	**報告書の「業種」欄はどのように記載すればよいのか？**

A

日本標準産業分類の「中分類」の名称を記入することになります。

※総務省のホームページを参照ください。
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/

Q２－７	**報告書の「業種」欄について、複数の業種を営んでいる場合は、すべての業種を記入するのか？また、報告書は業種ごとに作成しなければならないのか？**

A

業種欄には、主要事業の業種を記入してください。また、業種ごとに分けて報告書を作成する必要はありません。

Q２－８	**産業廃棄物の種類は、どのように記入すればよいのか？**

A

　産業廃棄物の種類は、原則として廃棄物処理法第２条第４項及び同法施行令第２条に規定する産業廃棄物の種類を記入します。
　また、廃棄物処理法第２条第５項、同法施行令第２条の４に規定する特別管理産業廃棄物の場合は、その旨を記入し産業廃棄物とは区別して記入してください。
　なお、産業廃棄物の種類の記入例については、**「別添　産業廃棄物の種類ごとの集計単位と体積から重量への換算係数（参考値）」**を参照してください。
　別添の中に該当する項目がない場合、又は複数の産業廃棄物が排出段階で一体不可分の状態で混合しているような場合は、マニフェストに記載しているその混合廃棄物の一般的な名称を記入してください。

Q２－９	**マニフェストに記載された産業廃棄物の排出量の単位が、立方メートル（㎥）やリットル（ℓ）の場合は、どのように重量（トン：ｔ）換算するのか？**

A

　マニフェスト交付の際、数量を立方メートル（㎥）やリットル（ℓ）などで記載している場合は、重量（トン：t）に換算して報告書の「排出量」の欄に記入する必要があります。
　各事業者において、処理業者等で計量された重量をもとに換算係数を把握している分については、その値を使用して重量（トン：t）に換算して報告していただいても構いません。
　なお、重量（トン：t）への換算係数を把握していない場合は、「別添　産業廃棄物の種類ごとの集計単位と体積から重量への換算係数(参考値)」を参考に排出量を計算して、報告書に記入してください。

Q２－１０	**排出量は小数点何位まで記入するのか？**

A

　「排出量」欄に記入する数値は、各事業者が把握している数値を記入していただければ結構です。例えば、「２ｔ」「4.5ｔ」「7.25ｔ」など。
　ただし、最小値は小数点第3位（0.001ｔ＝1kg）までとして報告してください。1kgに満たない場合は、0.001ｔと記入してください。

Q２－11	**運搬受託者の許可番号については、積み降ろし先が市外である場合は、宮崎市の許可番号のほか、積み降ろし先の都道府県又は政令市の許可番号を有しているが、両方の番号を記載する必要があるのか？**

A

処理業者（収集運搬業者及び処分業者）の許可番号の下６桁は、全国共通の固有番号ですので、報告書に記載する運搬受託者及び処分受託者の許可番号は、下6桁のみを記入してください。

Q２－12	**運搬受託者及び処分受託者として記入すべき者は誰になるのか？**

A

事業者が直接に処理委託契約を締結している（しなくてはならない）処理業者がこれに該当します。

【例】

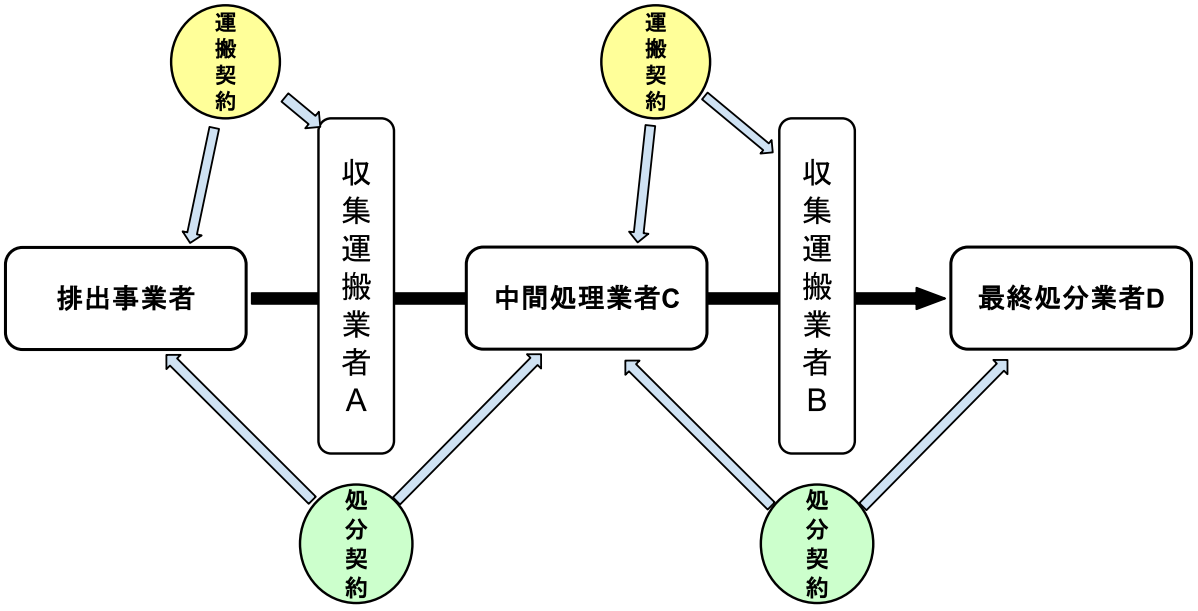

※上記の例で、報告者・運搬受託者・処分受託者の関係は次表のとおりになります。

報告者	運搬受託者	処分受託者
排出事業者	収集運搬業者　A	中間処理業者　C
中間処理業者　C	収集運搬業者　B	最終処分業者　D

Q２－13	運搬受託者が積替え・保管した場合の「運搬先の住所」はどこを記入すればよいのか？

A　積替え・保管の場所でなく、運搬受託者が運搬する最終目的地の住所を記入します。下図の場合は、処分受託者Ｂの□□処分場の住所を記入します。

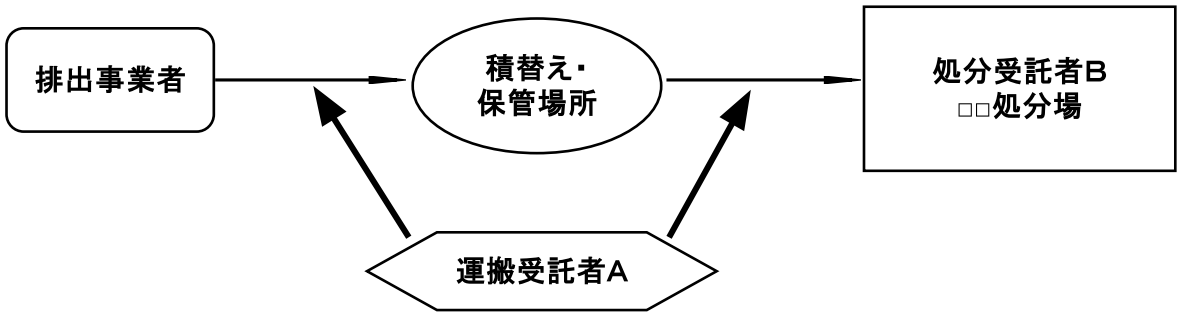

※関連　Ｑ３－１（Ｐ.12）

Q２－14	産業廃棄物の処理を再委託した場合は、当初委託した処理業者と実際に処理（再委託）した処理業者のどちらを記入するのか？

A　当初に委託契約を締結した収集運搬業者や処分業者ではなく、実際に処理を行った再委託先である処理業者を運搬受託者、又は処分受託者として記入してください。

Q２－15	運搬先の住所と処分場所の住所が同じ場合でもそれぞれ記入するのか？

A　通常は、運搬先の住所と処分場所の住所が同一であるので、その場合は処分場の住所を記載する必要はありません。

Q２－16	**処分場所の住所は中間処理場のことか、それとも最終処分場のことか？**

A

　事業者から排出された産業廃棄物が、最初に処理される場所の住所を記載します。焼却や破砕などを経て最終処分される場合は、当該中間処理場の住所を記入します。なお、石綿含有産業廃棄物など、中間処理を経ることなく直接に最終処分場へ運搬・埋立処分されるものについては、最終処分場の住所を記入します。

　あくまで、事業者が処分委託契約を締結している処分業者に係る処分場所の住所を記入することになります。

Q２－17	**中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物を、最終処分業者等に処分委託した場合はどのように記入するのか？**

A

　中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物（中間処理産業廃棄物）を最終処分業者等に処分委託する場合は、当該中間処理業者は中間処理産業廃棄物に関して、マニフェスト（二次マニフェスト）を交付することになりますので、その内容を報告することになります。

　この場合、最終処分場等までの運搬を自ら行うときは、当該運搬については、収集運搬業の許可を受けることが必要となっています（いわゆる自己運搬には該当しません）ので、「運搬受託者の許可番号」欄及び「運搬受託者の氏名又は名称」欄についても記入する必要があります。

3 報告書の具体的な記入例について

Q３－１ 収集運搬について、別々の収集運搬業者に区間委託した場合はどのように記載するのか？

A

【例】がれき類の収集運搬について、下図のように区間Aと区間Bで別々の収集運搬業者に委託した場合

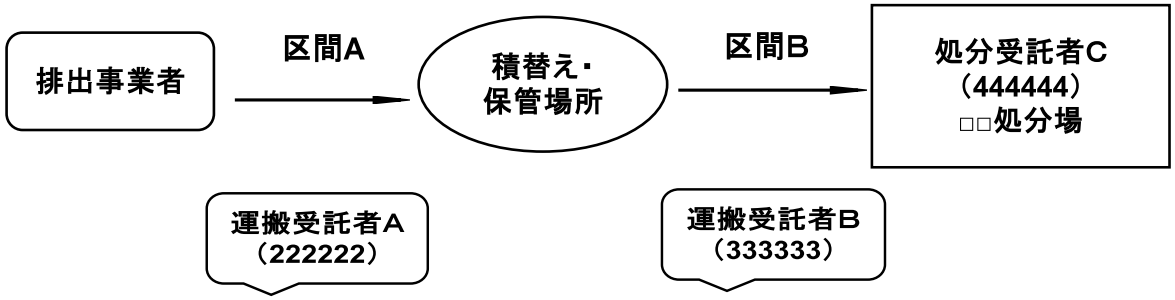

(記入例)

番号	産業廃棄物の種類	排出量（t）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	がれき類	120	25	222222	運搬受託者Ａ	宮崎市〇X町1番地			
				333333	運搬受託者Ｂ	宮崎県△□市X町	444444	処分受託者Ｃ	

Q３－２ 産業廃棄物の運搬のみを自ら行い、その処分については他人に委託した場合は、どのように記入するのか？

A

【例】

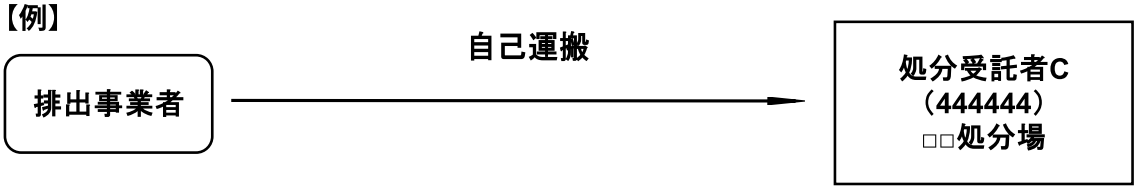

(記入例)

番号	産業廃棄物の種類	排出量（t）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	がれき類	120	25		(自己運搬)	宮崎市〇X町1番地	444444	処分受託者Ｃ	

4	報告書の提出方法について
Ｑ４－１	**報告書は、どこに何部提出するのか？また、郵送により提出することは可能か？**

A

報告書は、1部提出していただければ結構です。
「受領控え」が必要な方は、2部提出してください。（郵送の場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。なお、ファクシミリの場合は、対応いたしかねますのでご了承ください。）

①持参する場合

宮崎市役所　第2庁舎4階　循環社会推進課　審査係　まで

②郵送する場合

〒880-8505

宮崎市橘通西一丁目1番1号　循環社会推進課　審査係　あて

③ファクシミリ（ＦＡＸ）する場合

番号　0985-22-3522

宮崎市循環社会推進課　審査係　あて

※宮崎市以外の県内の市町村に事業場がある場合は、当該事業場に係る報告書は宮崎県知事あてに提出することになります。
詳しくは、宮崎県循環社会推進課（0985-26-7083）へお問い合わせください。

Q４－２	紙様式ではなく、電子データで報告することは可能か？

A

作成した報告書を電子メールを利用して提出することは可能です。
電子での提出の場合は、以下の要領でお願いします。

〇送信先の電子メールアドレス

09seisaku@city.miyazaki.miyazaki.jp

〇件名の表示

「マニフェスト交付等状況報告書（〇〇株式会社）」と表示してください。

〇メール本文の記入例

個人の場合：住所、氏名及び電話番号を表記してください。
法人の場合：住所、名称、担当者の氏名及び電話番号を表記してください。

〇添付ファイルの名称

報告者の氏名又は名称（〇〇株式会社）をファイル名としてください。